

構造計算適合判定資格者の登録申請のご案内

構造計算適合判定資格者の登録制度の開始に伴い、**登録申請手続きのご案内**をお送りいたします。

下記要領で登録申請を行って下さい。また、同封書類は以下になります。

- ・登録申請のご案内（本紙）
- ・構造計算適合判定資格者登録申請書
- ・登記されていないことの証明申請書

1. 申請書類

① 構造計算適合判定資格者登録申請書（同封書類）

- ・必要事項を記入し、氏名欄には本人の自署をして下さい。
- ・印紙を申請用紙の所定の場所に貼り付けて下さい。（登録免許税：10,000 円 登録手数料：12,000 円）

② 戸籍謄本または戸籍抄本

③ 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

- ・法務局より入手下さい。
- ・右記ホームページに掲載されている申請書の様式を同封しています。申請にあたっては『「登記されていないことの証明書」の交付申請に当たっての留意事項』をよくお読み下さい。

- ・直接窓口で申請する場合：全国の法務局戸籍課
- ・郵送で申請する場合：東京法務局民事行政部後見登録課
- * 法務局所在地 URL <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji10.html>

④ 証明資料

- ・(ア)～(ウ)の区分に従い該当する証明書等を添付して下さい。

(ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築物の構造に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者

在学証明書又は在学していたことを証する書類

(イ) 建築物の構造に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ当該分野について高度の専門的知識を有する者

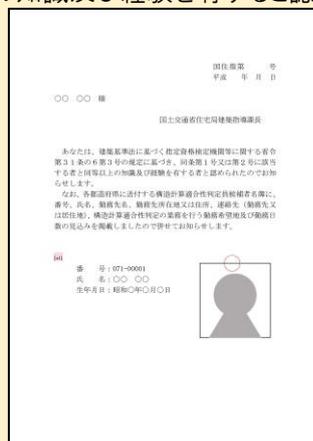
機関に在籍すること又はしていたことを証する書類及び論文リスト

(ウ) 国土交通大臣が(ア)(イ)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

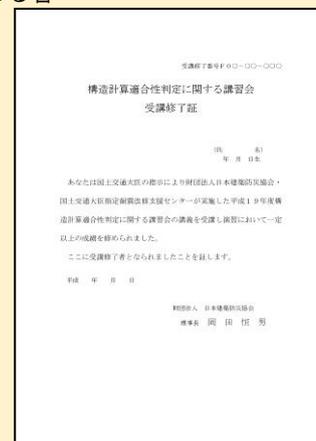
(過去の講習会の合格者)

(a) (b) (c)いずれかの書類

- 現行の機関省令第 31 条の 6 第三号に該当する者として認定を受けた旨が記載された国土交通省住宅局建築指導課長通知書の写し(図 a 参照)
- (一財)日本建築防災協会が発行した構造計算適合性判定に関する講習会受講修了証の写し(図 b 参照)
- 構造計算適合性判定員候補者名簿の番号及び当該名簿に記載された本人であることを証する書類



(図 a)



(図 b)

2. 申請先と方法

住所地または勤務先住所の都道府県の建築行政を担当する窓口に申請をお願いします。

3. 申請時期

平成 27 年 6 月 1 日以降

4. 登録証の交付

登録が完了し登録証ができましたら、都道府県より交付します。なお、当初の登録証の発行は、10 月以降となる予定ですのでご了承ください。

※ 現行の構造計算適合性判定員の要件を備える者は、施行日(平成 27 年 6 月 1 日)から 2 年間は新法の構造計算適合性判定員として登録を受けたものとみなされるため、業務を行う事ができます。

構造計算適合判定資格者登録申請書(記入例)

申請日・氏名(ふりがな)・生年月日・性別・本籍・現住所・勤務先の名称・勤務先の所在地について記入。(署名)は自署で願います。

略歴等欄には、職歴等に加え、構造計算適合性判定に関する講習会を修了した日付、大臣認定を受けた日付及び構造計算適合性判定員候補者名簿番号を記入。

検定欄は空欄。

欠格事由 1,2 は「戸籍」及び「登記されてないことの証明書」を確認の上、口に✓を記入。3~6 も口に✓を記入。

収入印紙(計 22,000 円分)を貼付。

第六十号の二様式(第十条の十五の四関係)(A4)
構造計算適合判定資格者登録申請書 記入例

【記入注意】 数字は、算用数字を用い、*欄は記入せず、口のある欄は該当する口の中にし印を付けてください。

私は、構造計算適合判定資格者の登録を受けたいので、戸籍謄本(抄本)及び登記事項証明書を添え申請します。
私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

平成 27 年 6 月 1 日 氏名 建築 太郎 (署名)

地方整備局長
北海道開発局長 殿

氏名	けんちく たくろう 建築 太郎	生年月日	明大平〇年〇月〇日	性別	男口 女口					
本籍	東京都	現住所	〒105-0001 東京都港区虎ノ門〇丁目〇-〇							
勤務先の名称	〇〇建築センター	勤務先の所在地	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関〇丁目〇-〇							
略歴等	平成〇年〇月~〇年〇月 〇〇建設会社 〇〇建築センター 平成19年〇月 構造計算適合性判定に関する講習会修了 平成19年〇月 建築省令第31条の6第3号の認定(名簿番号 XXX-XXXX)									
検定	構造計算適合判定資格者検定に合格した時期 平成 年 月 日 合格通知日付 平成 年 月 日 合格通知番号 第 号									
欠格条項	1 後見開始又は保佐開始の審判(禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。)を受けていますか。 いる口 いない口 2 禁錮以上の刑に処せられたこと又は建築基準法令の規定若しくは建築士法の規定により刑に処せられたことがありますか。 ある口 ない口 あるときは、その罪及び刑 その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日 年 月 日 3 構造計算適合判定資格者の登録の消除の処分を受けたことがありますか。 ある口 ない口 取り消されたことがあるときは、その年月日 年 月 日 4 建築士法第10条第1項の規定により、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある口 ない口 取り消されたことがあるときは、その年月日 年 月 日 5 公務員で懲戒免職の処分を受けたことがありますか。 ある口 ない口 処分を受けたことがあるときは、その年月日 年 月 日 6 構造計算適合性判定の業務禁止処分を受け、その禁止の期間中に構造計算適合判定資格者の登録の消除の処分を受けたことはありませんか。 ある口 ない口 業務禁止処分を受けたことがあるときは、その期間 年 月 日から 年 月 日まで									
※審査	登録手数料	經由庁	戸籍照合	登記照合	合格者名簿照合	欠格条項	副審査	名簿登録	登記証発行	※經由庁記載欄 責任者(職氏名)印
※登録番号	※登録年月日		平成 年 月 日		※都道府県受付番号					

収入印紙貼付欄
(消印してはならない。)

(備考) 建築基準法施行規則第10条の15の3各号のいずれかに該当する者として登録を受けようとする場合には、略歴等欄に、当該各号のいずれかに該当する職歴等を具体的に記入すること。

- 発行：国土交通省住宅局
- お問い合わせ：一般社団法人新・建築士制度普及協会
一般財団法人日本建築防災協会 Tel:03-5512-6451